

介護老人保健施設における

(介護予防)訪問リハビリテーション事業所のみなし指定の手続きについて

令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった時は、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。

既に開設許可を受けている介護老人保健施設が介護予防訪問リハビリテーション又は訪問リハビリテーションのサービスを提供する場合、サービス提供開始予定の1ヶ月前までに以下の手続きをお願いします。

1 介護老人保健施設の開設許可事項変更申請（手数料不要）

サービスの提供にあたっては、介護老人保健施設の施設内に、事業所の専用区画を確保する必要があります。

新たに施設内に専用区画を確保する場合、県からの「開設許可事項の変更許可」が必要です。

【必要書類】

- ①第10号様式(介護老人保健施設開設許可事項変更申請書)
- ②付表14
- ③建物の構造概要及び平面図
- ④写真
- ⑤面積表(各室)
- ⑥設備の概要
- ⑦建築基準法の検査済証(新たに検査を受けた場合のみ)
- ⑧消防法の検査済証(新たに検査を受けた場合のみ)
- ⑨(介護予防)訪問リハビリテーションの運営規程
- ⑩付表4(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項)
- ⑪従業員等の資格を有することを証する書類(医師・理学療法士・作業療法士)

2 介護給付費の算定にかかる届出

(介護予防)訪問リハビリテーションの介護報酬を算定するための届出です。

【必要書類】

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②体制等状況一覧表

※書類の様式については、県ホームページの各サービスのページに掲載しています。